

議案第50号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法等が一部改正され、出産する被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 出産被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額の軽減（第19条の2の3関係）

被保険者が出産をする場合には、当該被保険者の属する世帯の保険料（年額）について次に掲げる額を減額することとする。

(1) 所得割額 当該被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、出産予定日の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定日の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）の月数を乗じて得た額

(2) 被保険者均等割額 被保険者均等割の保険料率の12分の1の額に、産前産後期間の月数を乗じて得た額

2 出産被保険者に係る届出（第19条の5関係）

(1) 届出書の提出

出産被保険者の属する世帯の世帯主は、世帯主及び出産被保険者に関する事項、出産の予定日並びに単胎妊娠又は多胎妊娠の別を記載した届出書に証明書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

(2) 届出の省略

出産被保険者について(1)の届出事項を市長が別に確認することができる場合には、出産被保険者に係る届出を省略させることができることとする。

3 保険料の軽減措置の新設に伴う規定の整備（第10条の2、第15条の5の2及び第15条の6関係）

1による保険料の軽減措置の新設に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

4 地方税法の一部改正に伴う規定の整備（第12条及び第19条の2関係）

地方税法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する

規定を整備することとする。

[適用]

令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用